

○総務省令第六十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十五日

総務大臣 寺田 稔

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(定義等)  
 第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

(定義等)  
 第二条 「同上」

「一〇三七の六 略」  
 三十七の七 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、電波の送信の地点を通知させるための信号を送信する無線設備をいう。  
 「三十七の八 略」

「一〇三七の六 同上」  
 三十七の七 「衛星位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を通知させるための信号を送信する無線設備をいう。  
 「三十七の八 同上」

三十八 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、並びに船舶局及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を通知させるための信号を送信するものをいう。  
 「三十九〇九十三 略」

三十八 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、当該遭難自動通報設備の送信の地点を通知させるための信号を送信するものをいう。  
 「三十九〇九十三 同上」

「2 略」  
 (具備すべき電波等)  
 第十二条 「略」  
 「2〇8 略」

「2 同上」  
 (具備すべき電波等)  
 第十二条 「同上」  
 「2〇8 同上」

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

9 「同上」

無線設備	電波の型式及び周波数
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波一二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波一二・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

無線設備	電波の型式及び周波数
衛星非常用位置指示無線標識	「同上」
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	「同上」

「10〇13 略」  
 (遭難通信等)  
 第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

「10〇13 同上」  
 (遭難通信等)  
 第三十六条の二 「同上」

「一〇五 略」  
 六 G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、A三X電波一二・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの  
 「(1)・(2) 略」

「一〇五 同上」  
 六 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波一二・五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの  
 「(1)・(2) 同上」

<p>(3) F一D電波(六一・九七五MHz及び六一・〇二五MHz)は、別図第六号に定める構成による信号</p> <p>〔七・八 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>〔4〕(1)又は(2)に掲げる無線設備及び船上通信設備</p> <p>〔九〇二十六 略〕</p> <p>別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 船舶局</p> <p>〔1〕(2) 略</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波(一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置、レーダー及び船上通信設備以外の無線設備を設置しないもの)</p> <p>〔4) 略〕</p> <p>〔十一〇三十三 略〕</p> <p>別図第六号(第36条の2第1項第6号及び第8号関係)</p> <p>〔図略〕</p> <p>〔注1・注2 略〕</p> <p>注3 捜索救助用位置指示送信装置においては、「970X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は0から9までの数字とする。以下この注において同じ。)</p> <p>衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること。</p> <p>〔注4 略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔七・八 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 〔同上〕</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>〔1〕(3) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔九〇二十六 同上〕</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>〔1〕(2) 同上</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波(一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。)、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの)</p> <p>〔4) 同上〕</p> <p>〔十一〇三十三 同上〕</p> <p>別図第六号(第36条の2第1項第8号関係)</p> <p>〔図同左〕</p> <p>〔注1・注2 同左〕</p> <p>注3 「970X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>」の9桁の数字であること(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は0から9までの数字とする。)</p> <p>〔注4 同左〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(衛星非常用位置指示無線標識)</p> <p>第四十五条の二 G一B電波又はG一D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波一一一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>〔イ〕リ 略〕</p> <p>又 人工衛星向けの電波が発射されていること及び人工衛星局から送信される位置の測定のための信号が受信されていることを表示する機能を有すること。</p> <p>〔ル・ヲ 略〕</p> <p>カ 暗所で作動し、他の環境下においても確認可能な点滅灯を備えること。</p> <p>キ 人工衛星局から送信される位置の測定のための信号を受信する装置を有し、当該装置により計算した位置に関する情報を送信するものであること。</p> <p>二 送信装置の条件</p> <p>〔イ 略〕</p>		<p>(衛星非常用位置指示無線標識)</p> <p>第四十五条の二 G一B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一一一・五MHzを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 一般的条件</p> <p>〔イ〕リ 同上〕</p> <p>又 人工衛星向けの電波が発射されていることを表示する機能を有すること。</p> <p>〔ル・ヲ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	
<p>ロ G一D電波を使用する人工衛星向け装置</p> <p>区別 条件</p>		<p>区別 条件</p>	
送信周波数安定度	一六六・七ミリ秒間に、十億分の七・四を超えて変動しないこと。	送信周波数安定度	一六六・七ミリ秒間に、十億分の七・四を超えて変動しないこと。
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。	送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。
送信立ち下がり時間	送信終了後、送信電力が空中線電力の九〇パーセントから一〇パーセントとなるまでの時間が〇・五ミリ秒未満であること。	送信立ち下がり時間	送信終了後、送信電力が空中線電力の九〇パーセントから一〇パーセントとなるまでの時間が〇・五ミリ秒未満であること。
変調方式	オフセット四相位相変調	変調方式	オフセット四相位相変調
送信繰り返し周期	三〇秒及び一二〇秒(許容偏差は、五秒とする。)	送信繰り返し周期	三〇秒及び一二〇秒(許容偏差は、五秒とする。)
<p>ハ 〔略〕</p> <p>ニ F一D電波一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHzを使用する船舶向け装置</p> <p>区別 条件</p>		<p>区別 条件</p>	
変調方式	GMSK(最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。)であること。	変調方式	GMSK(最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。)であること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。	伝送速度	毎秒九、六〇〇ビットであること。
変調指数	〇・五以内であること。	変調指数	〇・五以内であること。
等価等方輻射電力	一ワット以上であること。	等価等方輻射電力	一ワット以上であること。

送信電力の立ち上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間が一ミリ秒以内であること。
送信電力の立ち下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間が〇・八三二ミリ秒以内であること。

三 空中線の条件

「イ 略」

ロ G-D電波を使用する人工衛星向け装置

区別	条件
水平面における指向特性	全方向において無指向性
偏波	右旋円偏波又は直線偏波

ハ 略

「四・五 略」

「2 略」

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十五条の三の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

「一 略」

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
略	略

「三・五 略」

(航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識)

第四十五条の三の五 G-B電波又はG-D電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで、A三X電波一一・五MHz並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二項第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 略」

三 人工衛星向けの信号、航空機がホーミングするための信号及び当該無線設備の位置に関する信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

「四 略」

三 「同上」

「イ 同上」

「新設」

ロ 「同上」

「四・五 同上」

「2 同上」

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十五条の三の二 「同上」

「一 同上」

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSK(最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。)であること。
同上	同上

「三・五 同上」

(航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識)

第四十五条の三の五 G-B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一一・五MHzを使用する衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二項第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるものは、第四十五条の二第一項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一・二 同上」

三 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。

「四 同上」

別表第一号 (第5条関係)

〔表略〕

〔注1～27 略〕

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) G1B電波又はG1D電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5kHz

〔2〕 略〕

〔3〕 F1D電波161.975MHz及び162.025MHzのもの 500Hz

〔29～57 略〕

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
〔略〕	〔略〕	〔略〕
F1B	〔略〕	〔略〕
F1D	16kHz	161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指示送信装置
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
G1B	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
G1D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔第2～第78 略〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～11 略〕

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規

別表第一号 (第5条関係)

〔表同左〕

〔注1～27 同左〕

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) G1B電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5kHz

〔2〕 同左〕

〔新設〕

〔29～57 同左〕

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
F1B	〔同左〕	〔同左〕
F1D	16kHz	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指示送信装置
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
G1B	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

〔第2～第78 同左〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～11 同左〕

12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

定は適用しない。

[13～70 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[13～70 同左]



(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後 出 後		後 出 後	
別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)		別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)	
機種	条件	機種	条件
[略]	[略]	[同左]	[同左]
船	[略]	[同左]	[同左]
衛 星 非 常 用 位 置 指 示 無 線 標 識	<p>1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識</p> <p>(1) G 1 B電波又はG 1 D電波406.031MHz、A 3 X電波121.5MHz並びにF 1 D電波161.975MHz及びF 162.025MHzを使用するものであること。</p> <p>〔2〕 略〕</p> <p>(3) 符号形式又は変調方式は、設備規則第45条の2第1項第2号の条件に適合するものであること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 略〕</p> <p>2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識</p> <p>(1) <u>G 1 B電波406.031MHz及びA 3 X電波121.5MHzを使用するものであること。</u></p> <p>(2) <u>1の(3)及び(4)の条件に適合するものであること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識</p> <p>(1) G 1 B電波406.031MHz及びA 3 X電波121.5MHzを使用するものであること。</p> <p>〔2〕 同左〕</p> <p>(3) 符号形式は、設備規則第45条の2第1項第2号の条件に適合するものであること。</p> <p>〔4〕・〔5〕 同左〕</p> <p>2 設備規則第45条の2第2項に規定する衛星非常用位置指示無線標識</p> <p>〔新設〕</p> <p>(1) <u>1の(1)、(3)及び(4)の条件に適合するものであること。</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>(4) [同左]</p>	
[略]	[略]	[同左]	[同左]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものの条件は、この省令による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 令和六年一月一日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものに係る当該合格の効力については、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

4 令和六年一月一日に現に船舶に設置している衛星非常用位置指示無線標識、及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものの条件は、新設備規則第四十五条の二及び第四十五条の三の五の規定にかかわらず、当該設置が継続する限り、なお従前の例によることができる。